

地方公共団体における調査基準価格・最低制限価格の見直し(平成21年2月1日時点)

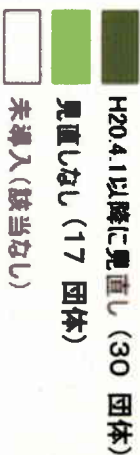
(低入札価格調査基準価格の見直し)

- ・都道府県の30団体(63. 8%)、政令市の5団体(29. 4%)が基準価格を見直し(H20. 4. 1以降)。
- ・現在、都道府県の20団体(42. 6%)、政令市の5団体(29. 4%)において中央公契連モデルと同等以上の水準に設定。このうち、都道府県の15団体(31. 9%)、政令市の4団体(23. 5%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。
- (最低制限価格の見直し)
- ・最低制限価格導入団体のうち都道府県の24団体(57. 1%)、政令市の6団体(40. 0%)が最低制限価格を見直し(H20. 4. 1以降)。
- ・現在、都道府県の10団体(23. 8%)、政令市の3団体(20. 0%)において中央公契連モデルと同等以上の水準に設定。このうち、都道府県の8団体(19. 0%)、政令市の3団体(20. 0%)においては、本年4月の国交省の算定式見直し以降に引き上げ。

(長崎県の見直し)

・平成21年2月1日より、最低制限価格について、設計金額が2億円以下は、一律設計金額の90. 0%、同5億円の場合は、89. 5%、同10億円の場合は、88. 9%に引き上げ。

低入札価格調査基準価格の見直しについて



最低制限価格の見直しについて

